

平成 23 年第 17 回県教育委員会会議 教育長報告

1 報告事項

八重山地区の教科書採択問題に対する対応について

2 事項の説明

(1) 文部科学省に県教育委員会から意見書を提出（10月19日）

- ・教科用図書八重山採択地区協議会が、3市町教育委員会の諮問応じた「答申」は、3市町教委員会の採択権を拘束しない。
- ・「答申」および「全員協議」によっていずれの教科書を採択するかは、八重山採択地区の3市町教育委員会がそれぞれ判断すべきものである。
- ・八重山採択地区が同一教科書になつてない主な原因は、「答申」と異なる採択となつた場合3市町教育委員会の合意に向けた協議や手続き等の対応を予め決めていなかつたことによる。
- ・3市町教育委員会に対し、答申及び全員協議の有効性も含めて、協議し、同一の教科書を報告するよう指導・助言・援助を実施する。

(2) 県教育委員会と文部科学省との協議

	県教育委員会の見解	文部科学省の見解
協議会の権限	・「答申」を行う諮問機関	・協議会の「答申」が、協議の結果
答申の捉え方	・「答申」には法的拘束力がなく、教育委員会の採択権限を拘束しない。	・「答申」は、採択に至るひとつの過程である。
9月8日の全員協議の有効性	有効 ・採択権限を有する3市町の全教育委員が協議に参加し、採択を行った。	無効 ・協議結果について石垣市、与那国町の教育長から無効の文書が出された。
一本化の方策	・3市町教育委員による再協議を行う。	・現時点では、採択地区協議会の「答申」が協議の結果
竹富町の指導	・法的拘束力を有しない協議会「答申」通りの教科書を採択するよう竹富町のみを指導することは困難	・県教委に対し、協議会「答申」に基づいた教科書を採択することを指導するよう求める。
教科書無償化	・法的拘束力を有しない「答申」に従わざることを理由に有償とすることは、憲法26条「義務教育は無償とする」の趣旨に反する。	・協議の結果に基づいて採択を行っていない竹富町は、国の無償給与の対象とならない。 ・竹富町が教科書を購入し、生徒に無償で給与することまでは、法律で禁止されていない。

(3) 今後の対応

3市町教育委員会に対し、再協議を行い、同一の教科書を採択・報告するよう指導・助言・援助を行う。